

第4次

概要版

SHI
SNA

男女共同参画のための

品川区行動計画



品川区

2009 (平成 21) 年 10 月



A

W

A



はじめに



このたび、2009年10月から2018年度までの10か年を計画期間とする「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」を策定いたしました。この計画は、2009年4月にスタートした「品川区長期基本計画」の「平和で人権が尊重される社会を作る」という基本方針に基づくものです。

1981年に最初の行動計画を策定してからおよそ30年がたちます。この間、1985年の男女雇用機会均等法の成立、1999年の男女共同参画社会基本法、2001年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律など法制度の整備・改正は着々と進んできました。品川区においても第1次から第3次の行動計画に基づき、時代に応えたさまざまな施策を推進してまいりました。

しかし、少子・高齢化の進行、情報化などの社会潮流、経済情勢の変化による雇用状況など、私たちを取り巻く環境は激変しています。

今回の第4次行動計画では「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現」を基本理念として定め、「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み」「仕事と生活の調和した社会をめざす取組み」の2つを重点的に取組む施策としました。

人権が尊重され、あらゆる場面で男女が能力と個性を発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送るための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築に向け、今後さまざまな施策を展開してまいります。

この計画の推進にあたっては、区民、事業者、各種団体の皆様と連携・協働して積極的に取組むことが、何よりも大切だと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご意見をいただきました行動計画推進会議の皆様、ご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2009(平成21)年10月

品川区長 濱野 健



計画の趣旨

品川区では、国際婦人年の中間年にあたる1981(昭和56)年、「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定、以降1991(平成3)年に「男女共同社会をめざす第2次品川区行動計画—しながわ女性計画—」、2001(平成13)年には「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」を策定しました。

本計画は、2009(平成21)年4月にスタートした「品川区長期基本計画」の「平和で人権が尊重される社会をつくる」という基本方針に基づき、「第3次行動計画品川プラン」を継承する第4次行動計画として、男女共同参画を推進するために策定するものです。

計画の期間

計画の期間は、2009(平成21)年度から2018(平成30)年度です。計画は、社会・経済情勢等の変化にともない、適宜見直しを行います。

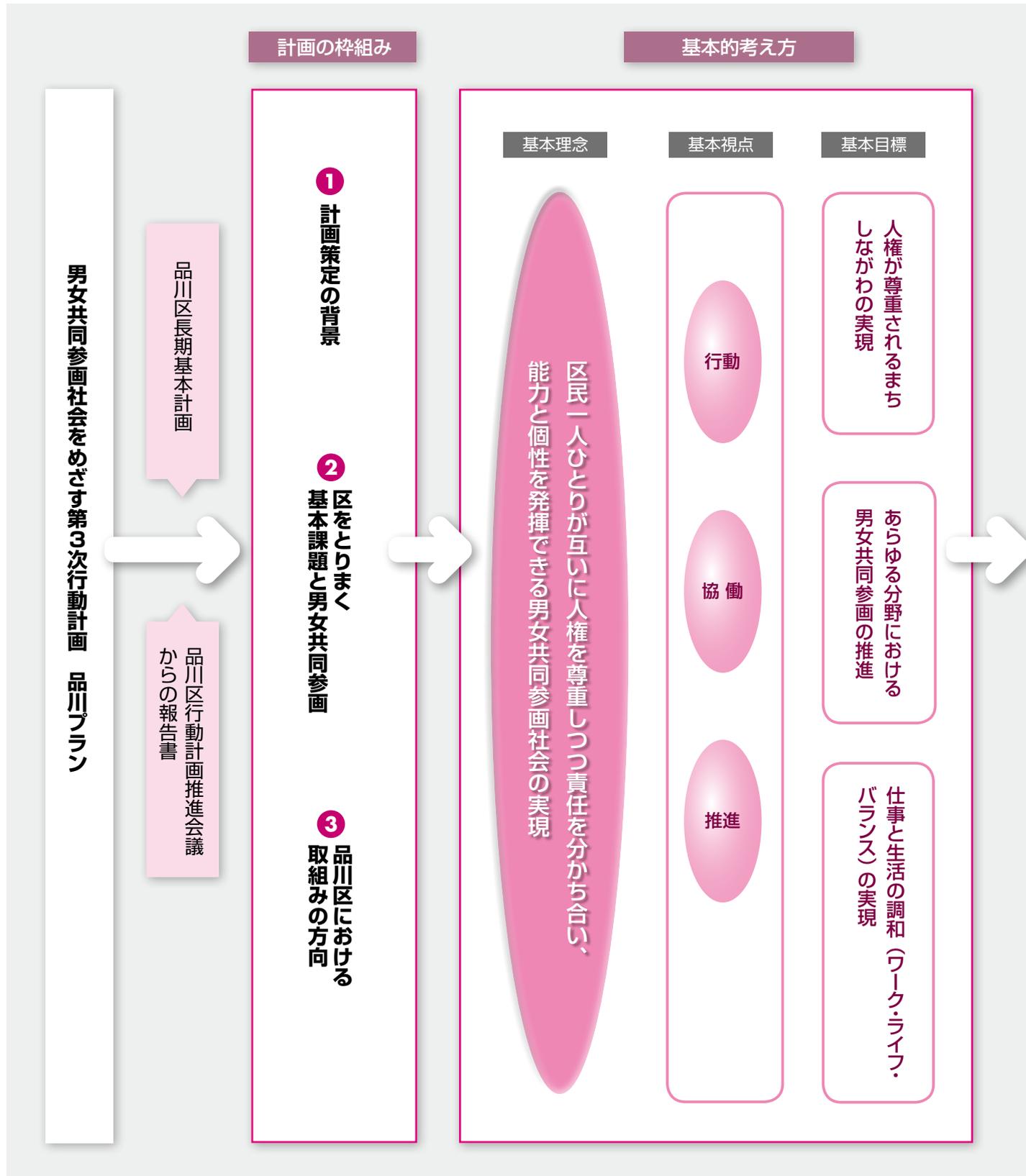
計画の基本理念

区民一人ひとりが、女性だから男性だからという性別役割分担にとらわれず、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野で能力と個性を發揮できる地域社会をつくることを基本理念として定めます。

基本理念

区民一人ひとりが
互いに人権を尊重しつつ
責任を分かち合い、能力と個性を發揮できる
男女共同参画社会の実現

男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)の全体像





重点的に取り組む施策

課題解決の方向と取り組み

計画を推進するために

配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取り組み

仕事と生活の調和した社会をめざす取り組み

課題Ⅰ

人権が尊重されるまち
しながわの実現

- 1 人権尊重の視点にたった男女平等意識の教育と啓発
- 2 人権擁護と暴力根絶への取り組み
- 3 生涯を通じた健康づくりの支援

課題Ⅱ

あらゆる分野における
男女共同参画の推進

- 1 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
- 2 地域活動における男女共同参画
- 3 女性のチャレンジ支援

課題Ⅲ

仕事と生活の調和(ワーク・
ライフ・バランス)の実現

- 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発
- 2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

区民や
企業等との
連携



品川区
行動計画
推進会議

市内体制
の確立

品川区
男女共同
参画センター

評価・
点検の
体制



国・都・
他区市町村等
との連携

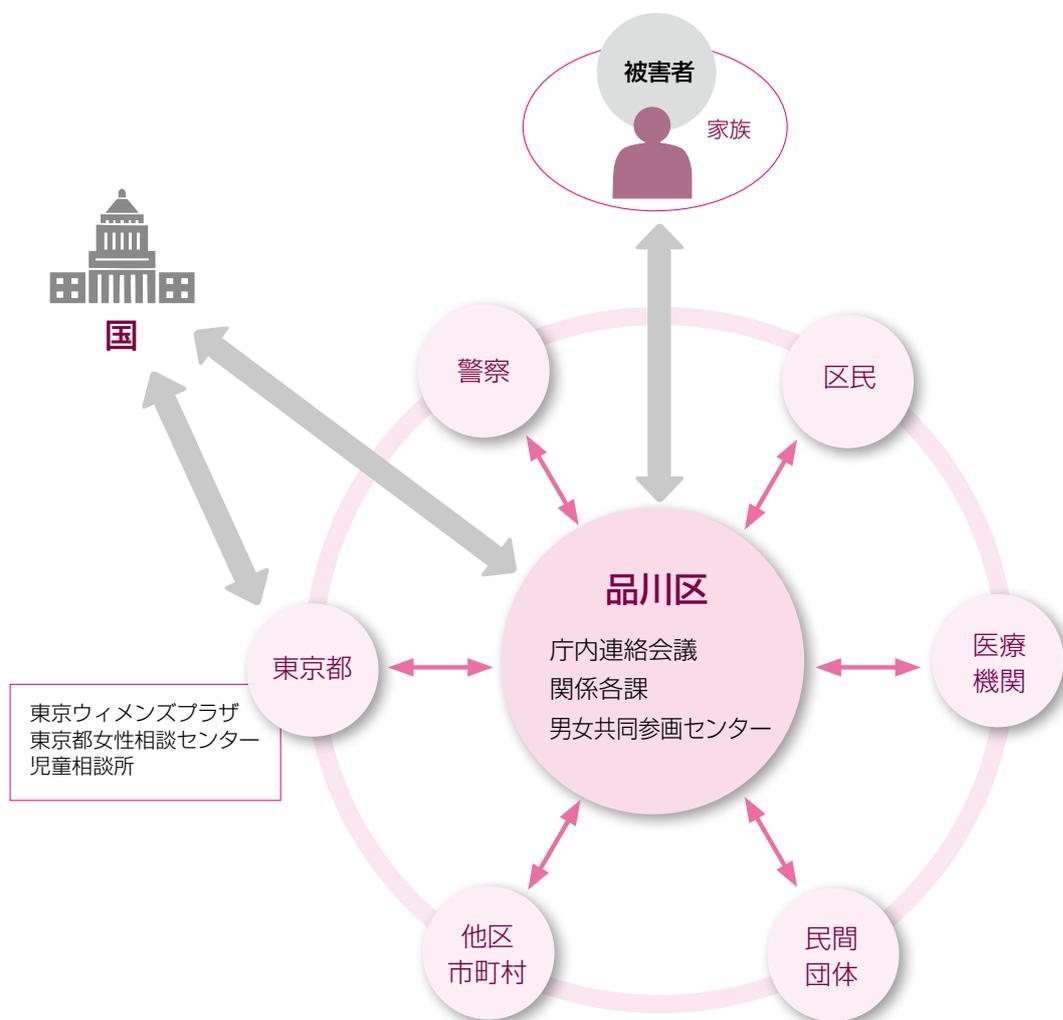
重点的に取組む施策

配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間の暴力ですが、これらの暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害であり、殺人事件に発展することもまれではない重大な社会問題となっています。

品川区では、ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取組みの核として、「配偶者暴力対策基本計画」を策定します。計画に基づき、配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、意識啓発や被害者支援を進めるほか、さまざまな関係機関とも連携しながら、総合的な支援を進めていきます。

■ ドメスティック・バイオレンス防止に向けた取組みの全体像



ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。現状では、男性から女性に対する暴力がほとんどであり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題である。



仕事と生活の調和した社会をめざす取組み

人間が生きていく上において、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」(男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会 2007)は欠かすことができないものです。

品川区では、区民や企業、区が協力してワーク・ライフ・バランスを推進することによって、多様性が尊重され、活力のある持続可能な社会の実現をめざします。

そのために、社会経済の状況にかかわらず、区民一人ひとりがその能力や適性、生活の状態に応じて多様な選択を行い、さまざまな活動を展開できるよう、従来の施策を見直しながら、区民参加の新しいあり方について模索していきます。

■ ワーク・ライフ・バランスが実現すると…

区民生活は…

- ◇男女がともに協力し合って、家事、育児、介護に参加できる
- ◇女性が働き続けることができる
- ◇家族の団らんや休養の時間が確保され、健康な生活を送ることができる
- ◇自己啓発や趣味の時間を持つことができる

企業は…

- ◇優秀で多様な人材が確保できる
- ◇業務の効率化により業績が向上する
- ◇社員の満足度が向上する
- ◇企業のイメージがアップする

地域では…

- ◇あらゆる区民がさまざまな地域活動に参加できる
- ◇幅広い世代の交流が実現する
- ◇人と人とのふれあいにより、地域が活性化する

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現が目指せる社会のこと。

計画の内容

課題 I

人権が尊重されるまち しながわの実現

【課題解決の方向と取組み】

1 人権尊重の視点にたった男女平等意識の教育と啓発

- (1) 男女平等意識の教育と啓発
- (2) 男女平等の視点にたった慣行等の見直し
- (3) メディアにおける人権の尊重

2 人権擁護と暴力根絶への取組み

- (1) 配偶者等からの暴力の根絶
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (3) 性暴力・性の商品化の防止

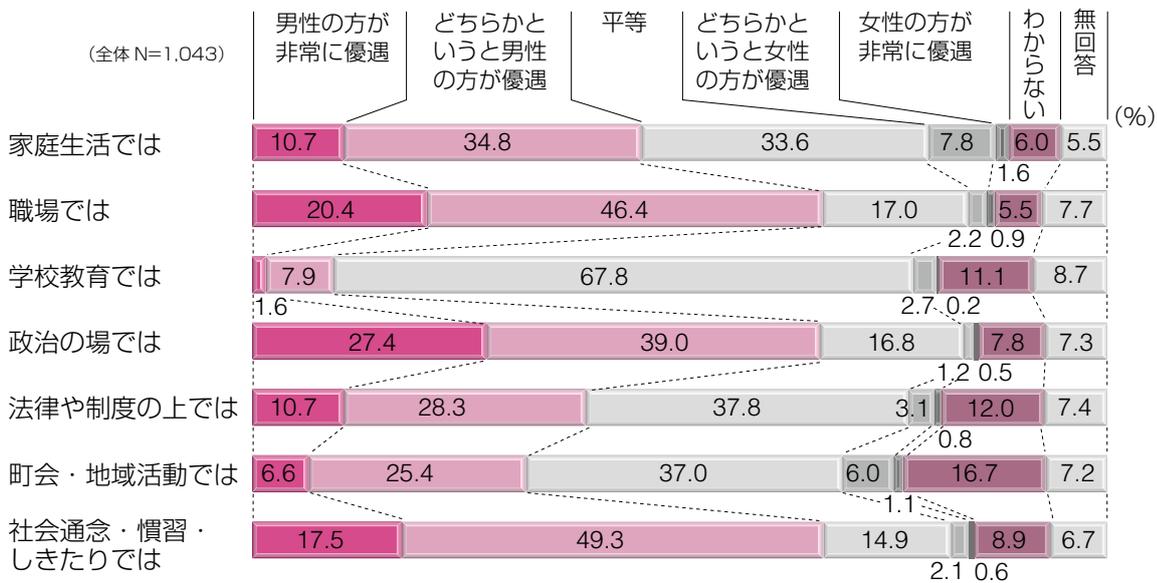
3 生涯を通じた健康づくりの支援

- (1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援

男女共同参画社会の実現に向けては、女性だから男性だからという性別役割分担にとらわれず、互いの人権を尊重することが重要です。区民一人ひとりが人権や男女平等についての意識を深めていけるよう啓発活動に取り組めます。また、人権尊重の視点からドメスティック・バイオレンス等の性暴力の根絶・防止に取り組むとともに、男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう支援します。



分野別男女平等評価



セクシュアル・ハラスメント

日本語では「性的いやがらせ」と訳され、縮めて「セクハラ」といわれる。相手方の意に反した性的言動を指し、そのことによって就労環境や教育環境が悪化することをいう。地位を利用して性的関係を迫る「対価型」から卑猥な話題を公然と行い、環境を悪化させる「環境型」までである。男女雇用機会均等法の改正では、職場における「セクハラ」防止を事業主に配慮義務として課したことで話題となった。



課題 II

あらゆる分野における男女共同参画の推進

【課題解決の方向と取組み】

1 政策・方針等の意思決定における男女共同参画

- (1) 審議会等への男女共同参画
- (2) 区女性職員等の管理職への登用

2 地域活動における男女共同参画

- (1) 地域活動への参画の促進
- (2) 防災・まちづくりなどへの女性の参画の推進

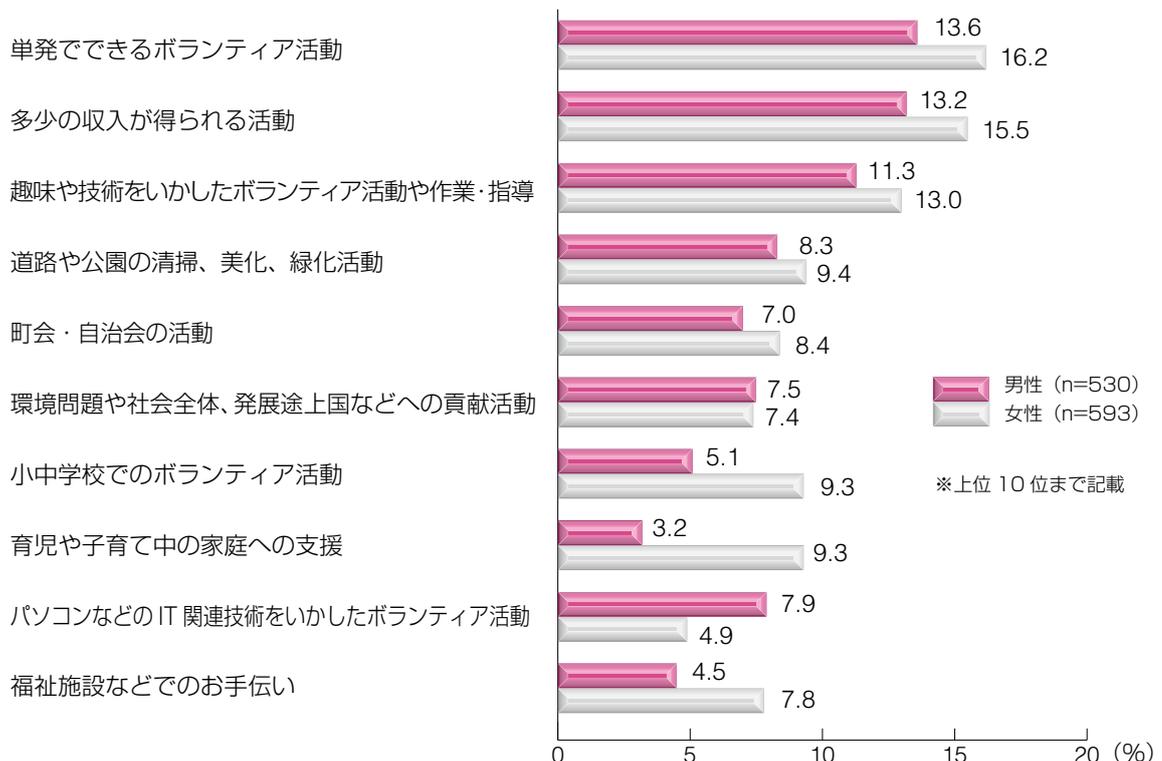
3 女性のチャレンジ支援

- (1) 就労の支援
- (2) 起業・創業の支援

男女共同参画社会の実現に向けては、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において、男女がともに参加することはもとより、政策や方針の決定過程に女性が参画していくことが重要です。審議会等への性別にかたよりのない参画や、地域活動における参画を促進するとともに、女性の就労、起業・創業を支援します。



ボランティアやまちづくりのための活動への参加意向（複数回答）



資料：第 17 回品川区世論調査(2006年12月)

課題 III

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

【課題解決の方向と取組み】

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及

2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 企業等への働きかけ

3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 家庭生活への男女共同参画
- (2) 子育てへの支援
- (3) 高齢者・障害者を支えあう仕組みづくり
- (4) ひとり親家庭の自立支援

4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

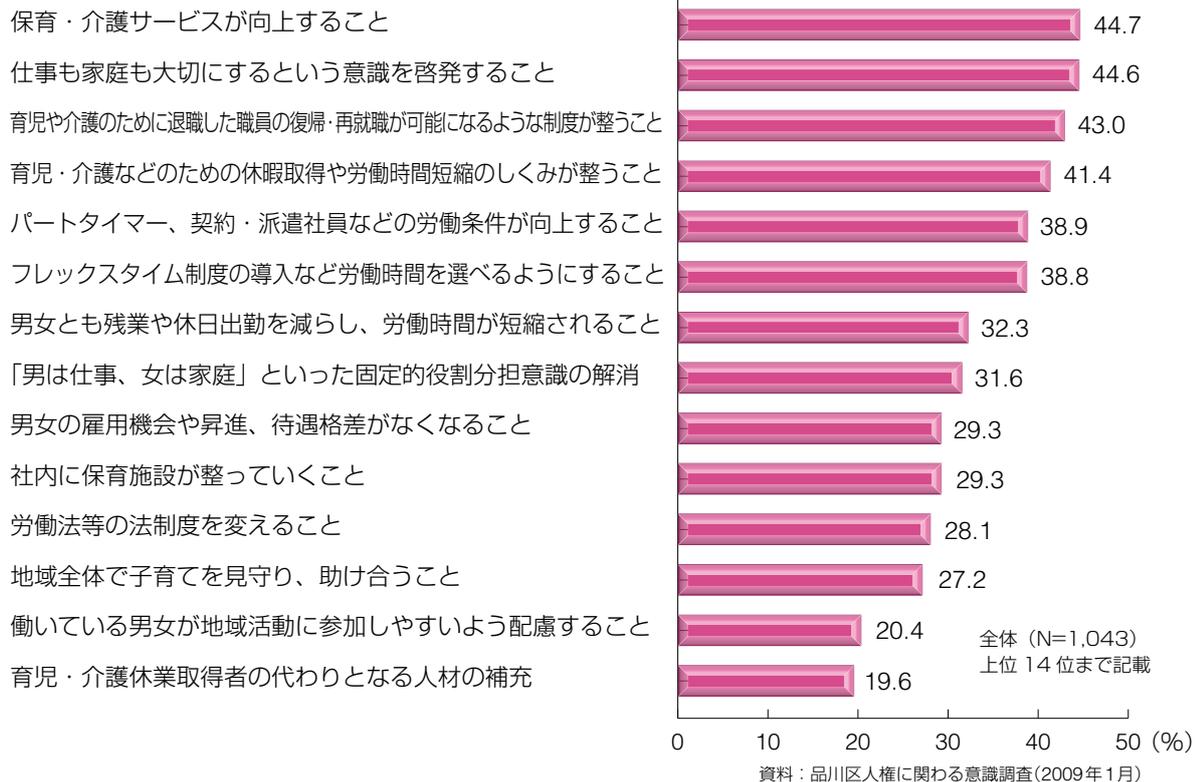
(1) 地域との協働による支援体制づくり

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな分野においてバランスよく活動できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が不可欠です。

区民一人ひとりが家庭生活の中で工夫をするとともに、企業や行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要です。



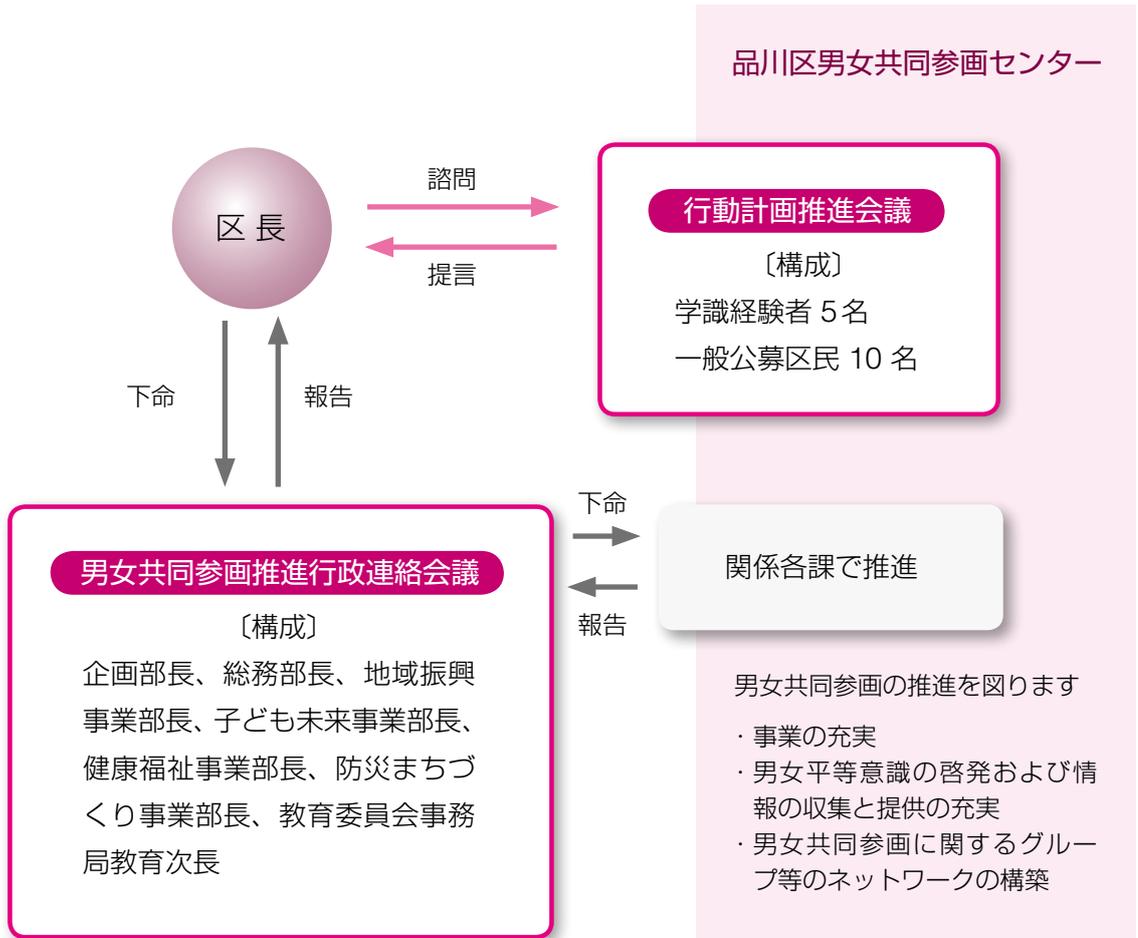
ワーク・ライフ・バランス実現に向けて必要な取組み (複数回答)





計画を推進するために

行動計画を推進するために、庁内の横断的組織である「男女共同参画推進行政連絡会議」を開催するとともに、区民と学識経験者からなる「行動計画推進会議」との連携を図ります。また、区民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、区の施策に反映していきます。



品川区男女共同参画センター

- 所在地 東大井5-18-1 (品川区立総合区民会館3階)
- 交通 JR京浜東北線 大井町駅 中央東口下車1分
- 開館時間 午前9時～午後9時30分(事務室は平日：午前9時～午後5時)
- 休館日 年末年始(12/29～1/3)、保守点検日
(事務室は土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3))

人権尊重都市品川宣言

■
人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

■
制定 1993(平成5)年4月28日

男女共同参画のための品川区行動計画(第4次) 概要版

2009(平成21)年10月

■編集・発行

品川区総務部人権啓発課

品川区東大井5-18-1 品川区立総合区民会館3階

品川区男女共同参画センター

☎ 03-5479-4104

※古紙を配合した紙を使用しています